

社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会 常務理事報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富田林市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の常務理事に対する報酬について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条 常務理事には報酬、地域手当、通勤手当、管理職手当、期末勤勉手当（賞与）を支給する。支給額は市再任用嘱託職員の給与に準ずる。

(費用弁償)

第3条 常務理事の費用弁償は役員報酬に関する規程の適用外とする。

(旅 費)

第4条 常務理事が市外に出張した場合は、本会旅費支給規則を適用する。

(支給日)

第5条 第2条に規定されている報酬、地域手当、通勤手当、管理職手当、期末勤勉手当の支給日は職員の例による。

(社会保険の加入)

第6条 常務理事は職員に準じ健康保険及び厚生年金に加入できるものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が評議員会の決議を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。